

第7回京都府税務共同化推進委員会次第

平成19年9月11日(火)
午前10時～
府庁西別館4階会議室

1 開 会

2 中間まとめについて

3 課税の共同化について

(固定資産税、個人住民税、その他)

4 不服申立手続について

5 そ の 他

6 閉 会

第7回税務共同化推進委員会資料目次

(平成19年9月11日)

	(頁)
○ 京都府税務共同化推進委員会（第6回）概要	1
○ 中間まとめ（案）	2～4
○ 他の税の共同処理の概要について	5
○ 課税業務共同化作業イメージ	6
○ 京都府・市町村税務共同処理概要	7
○ 不服審査と共同化について	8
○ 不服審査と共同化のイメージ	9
○ 固定資産の価格に係る不服審査の事務フロー	10
○ 固定資産評価審査委員会の審査手続	11

京都府税務共同化推進委員会（第6回）【未定稿】

- 1 日 時 平成19年8月27日（月） 午前10時27分～12時5分
- 2 場 所 府庁1号館3階 秘書課会議室
- 3 出席者 委員等7名（内代理2名）、事務局（総務部理事、税務課長他）
- 4 審議概要 ・ 中間まとめ（案）を審議。納税の利便性向上、基本業務フローを追加することとし、次回、内容を固める。
・ 課税共同化（法人関係税、固定資産税）を審議

(1) 共同化の基本業務

- 課税データ 法人に関係する主な税は、一括受付し、電子申告の活用を含めワンストップサービスを実現。
その他は、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現。
- 収納データ 納付された税金の領収済データ作成については、省力化・迅速化を実現。
- 滞納データ 納期限後の未納案件は、一元的に共同処理を実施。
支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による財産調査、差押を実施し、徴収率向上を実現。
- 電子申告 電子申告は利便性を高め、業務が簡素化する。参加拡大にはコスト面の工夫が必要で、共同化の中で推進することが必要。

(2) 法人関係税の共同化

- 徴収共同化と同じく、府内一本処理、地域共同処理、例外的な市町村処理、の枠組みが当てはまる。
- 法人関係税（法人市町村民税、法人府民税、法人事業税）については、原則、業務の府内一本化が望ましい。申告等受付・処理は府内一本処理化し、納税者の利便性の向上に努める一方、業務集中による専門性の向上、効率化を図る。
また、いわゆる地方の自主決定部分等に係る法人関係調査を府内全域で一体的、効果的、効率的に展開するため、外形対象法人等の機動調査は府内一本で、未申告・未登録法人等地域に密着し実地調査が必要な法人関係調査（申告相談）は地域共同で、相互に連携しながら実施。
- エルタックス（電子申告）も活用した府内一本処理の支援システムと、既存（個別）システムとが二重にならないよう設計段階で十分調整を図る。

(3) 資産関係税の共同化

- 固定資産税と不動産取得税について、土地は、府固定資産評価審議会等により各市町村、府の共同作業を実施。家屋も、各市町村と府が分担して評価を実施している。土地、家屋、償却資産で、別々に共同化を考える必要がある。
更に、課税漏れ（客体把握漏れ）を防ぎ、公平公正な評価（価格）・課税を図るため、家屋評価について地域共同化（大規模等家屋の評価作業は府内一本化）し、専門化、効率化を図るとともに、地元に着した土地と連携して登記等異動情報の一元収集を行う。増築分の把握は地元に着した部分だが、航空写真利用もあり、引き続き検討が必要。
- 償却資産について、府内一括受付が可能なエルタックス（電子申告）を基本フローに、適切な申告指導を地域で共同処理する。

(4) 事務局からの報告事項

- 9月上旬に作業チームを立ち上げ予定。また、チームメンバー及び希望職員を対象に税務共同化の説明会を開催予定。

- 5 次回日程等 平成19年9月11日（火）午前10時から（12時まで）
場所は事務局から連絡
議題は、①課税の共同化（個人住民税、その他の税等）
②不服審査の手続
③その他

（以上）

中間まとめ（案）

京都府税務共同化推進委員会

1 共同化の目的

◎下線部を追加、修正

- (1) 府・市町村を通じて適正な課税と確実な徴収を進め、公平公正な税務行政を確立すること
このため
 - ・ 業務の標準化を進め公平な課税を実現する
 - ・ 特に効果的な徴収業務の確立を図り、貴重な自主財源の徴収率向上を実現する
- (2) 府民の視点から簡素でわかりやすい一元化された税組織、業務体系を構築すること
このため
 - ・ 重複業務を廃止するとともに、業務の標準化を進め業務を共同化する
 - ・ 複数税目の申告・納付等窓口の一本化により利便性の向上を図る
 - ・ 不服申立等の処理手続を整備し、府民の声に迅速に対応する
 - ・ 徹底したコストの圧縮を図る
- (3) 地方分権の推進に向けて自主財源を確保し、更に税源移譲に応えうる税務執行体制を構築すること

2 共同化の内容

- (1) 府・市町村を通じての税業務の組織と業務フローの一元化（新しい税業務体系構築）
一元化に当たっては、府内1箇所での一本処理及び府内数箇所での広域的な共同処理を実施
 - 府内一本処理の業務
大量反復作業や専門性が高い業務等、一本化処理が最も効果的・効率的・利便性を高める業務（文書・電話催告、特別機動整理案件、窓口一本化、システム管理等）
 - 広域的な共同処理業務
共同処理が必要（効果的・効率的）な一方で、適宜、現地現場での作業が必要な業務（納税折衝、滞納処分、家屋評価業務等）

なお、例外的に、住民との対面でのやりとりが必要な業務や知事・市町村長が名義人として行うべき業務については、各市町村庁舎等で対応（納税証明、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等）
- (2) 業務ついでの原則的な標準化、一本化（手続、帳票、処分基準等）
- (3) 徹底した業務見直しによる効率化の推進
（文書催告の共同作成・共同発送、電話催告の共同センター化、消込業務の効率化、補完的・大量反復的作業の外部委託化等）
- (4) 共同化のための組織の要件
 - ・ 責任ある業務執行が可能であること
（法人格、複合的な税業務処理が可能、個人情報保護、経費負担割合が明確等）
 - ・ 共同化のメリット（税収確保、経費削減等）を最大限に発揮できること

3 共同化の基本業務の留意点

(1) 課税データの作成

法人に関する主な税は、一括受付し、電子申告の活用を含めワンストップサービスを実現

- ・ 償却資産の申告を一括で受付・入力し、納税通知書を共同作成・発送
- ・ 給与支払報告書を一括で受付・入力し、市町村にデジタルデータを配信
- ・ 法人市町村民税、法人二税の申告を一括で受付・入力し、プレプリント送付

その他は、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現

(2) 収納データの作成

納付された税金の領収済データ作成については、省力化・迅速化を実現

- ・ 領収済通知書のフローを見直し、消込データ作成を一括委託
- ・ 消込データは各自治体システムに登録し、窓口（収納、還付、証明）業務等に対応可能な体制を確保

(3) 滞納データの管理

納期限後の未納案件は、一元的に共同処理を実施。

支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による財産調査、差押を実施し、徴収率向上を実現

・ 滞納データ収集・督促状発付

納期経過後の未納案件は、府・市町村のシステムからコピーデータを抽出し、ネットワークを介して、支援システムの共同徴収対象者リストに登録し、督促状を発付する方法を検討

異動データ（宛名、消込、課税減額等）も府・市町村のシステムから随時取込むことが必要

・ 電話催告・催告文書発送

支援システムの画面情報を活用し、外部委託による集中的な電話催告を実施。催告文書の作成・発送の集中処理も実施

・ 納税折衝・財産調査・差押・不納欠損

支援システムの進行管理機能を活用し、職員による計画的な納税折衝、財産調査、差押等を実施

4 共同化の効果

(1) 徴収力の向上

- ・ 催告業務の強化、滞納整理の早期着手・早期整理、財産調査の合理化及び職員の専門性向上等による徴収力の向上
- ・ 課題のある団体についても、滞納繰越額の圧縮、納期内納付の促進等による着実な改善が期待できること
- ・ 徴収率（市町村税）の目標としては、組織と業務が一元化されることから、府内市町村税の最高水準を目指すことが適切

（ ⑰決算徴収率（現滞計） 府内3団体（2市1町）96%以上、
府税97.7%、 25市町村（京都市除く）平均92.4% ）

(2) 組織の簡素化

市町村の滞納整理を強化（業務量を2倍増）した場合でも

- ・ 滞納整理部門については約3割の定数を削減できること
（集中処理、業務見直し、外部委託、滞納整理の進捗等）
- ・ 収納部門については約2割弱の定数を削減できること
（集中処理と消込業務の合理化）

(3) 利便性の向上

申告・納付等窓口の一本化、更に電子申告（エルタックス）の普及により住民・納税者の利便性が向上すること

(4) 業務フローの明確化

各団体別の事務手続、処理基準等が一本化されることにより

- ・ 公平公正が確保されるとともに、業務効率が向上すること
- ・ 業務の流れが住民・納税者にわかりやすくなり迅速に説明責任を果たせること
- ・ 課税に必要なデータの入手・入力方法が効率化、合理化されること

5 今後の留意事項

- (1) 円滑な共同作業を支援するための情報システムを、出来るだけ早期に開発・導入する必要があること
- (2) 個人情報保護については万全の措置を講じること（共同組織における個人情報保護条例（規程）の制定、厳格な罰則規定の制定、指揮命令の徹底など）
- (3) 徴収金についての団体間の調整は、経費負担のあり方も含めて、ルールを決定する必要があること
- (4) 人件費、事務所経費、徴税経費等については、府と市町村の負担割合、並びに市町村別の負担割合を決定する必要があること
- (5) 国保の徴収業務については共同化に組み入れる必要があること
- (6) 共同化の具体像づくりのため、本委員会で方向性が明らかになった事項については、市町村と府が一体となって具体化作業に入ること

（以上）

他の税の共同処理の概要について

I 納税者は限られるが、一括受付をし、共同処理を行うもの

- 市・府たばこ税は、JT等の一括納付による（滞納が想定しにくい）
申告事業者 15前後

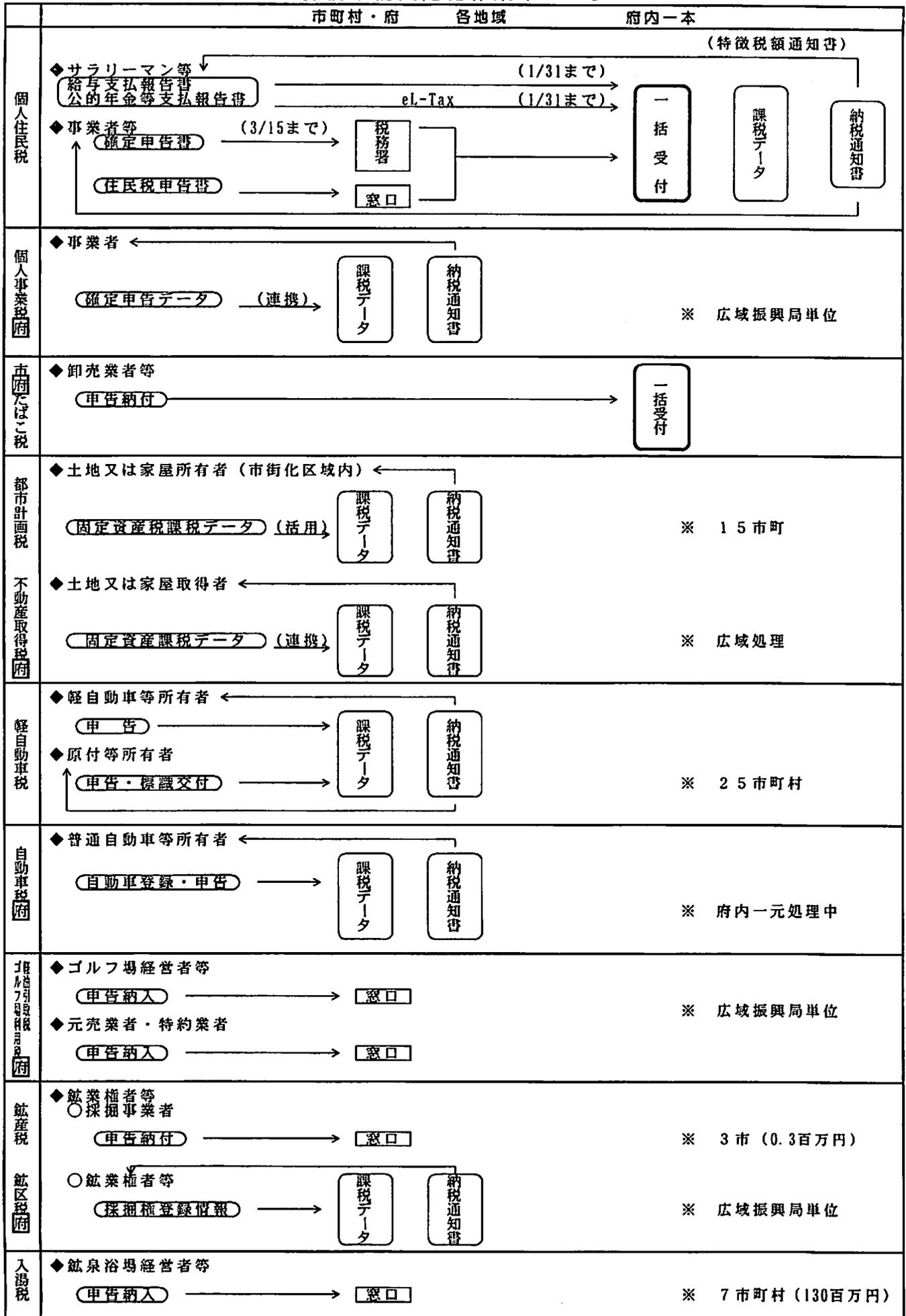
II 課税リストの作成以降の手續について共同処理を行うもの

- 都市計画税は、固定資産税課税データの活用により課税リスト作成（15市町）
納税義務者数：280,178
- 不動産取得税は、固定資産課税データとの連携により課税リスト作成
土地：21,132件/年 建物：27,153件/年

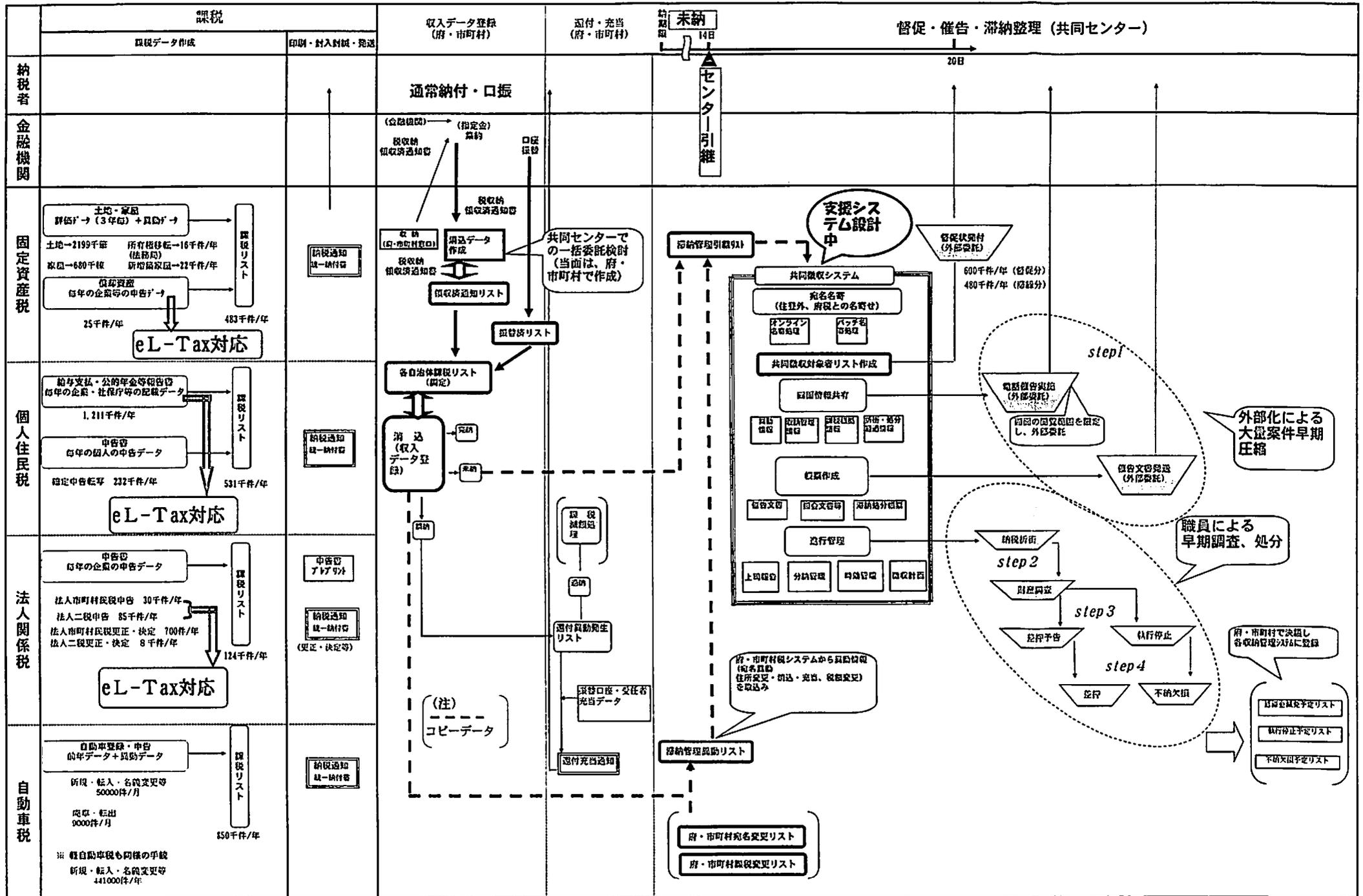
III 滞納引継後、共同処理を行うが、課税処理は現行どおりとするもの

- 個人事業税は、国税の確定申告データとの連携により課税リスト作成
納税義務者数：23,617
- ゴルフ場利用税は、ゴルフ場経営者の申告により課税リスト作成
ゴルフ場経営者数：36
- 軽油引取税は、元売業者・特約業者の申告納入により課税リスト作成
元売業者数：22 特約業者数：219 計：241
- 鉱産税は、採掘事業者の申告納付により課税リスト作成（3市）
納税義務者数：3
- 鉱区税は、鉱区権者の採掘権登録情報により課税リスト作成
採掘権登録者数：51
- 入湯税は、鉱泉浴場経営者等の申告納入により課税リスト作成（7市町村）
鉱泉浴場経営者等数：151
- 山砂利採取税は、山砂利採取業者の申告納付により課税リスト作成（1市）
山砂利採取業者数：12
- 産業廃棄物税は、最終処分場又は自社処分場業者の申告納付により課税リスト作成
業者数 最終処分場：6 自社処分場：5

課税業務共同化作業イメージ



京都府・市町村税務共同処理概要



不服審査と共同化について

1 現行制度

(1) 一般の不服申立て（異議申立て、審査請求）

	市町村税	府税
申立て先	市町村長	知事
申立て期間	処分通知を受け取った日の翌日から原則として60日以内	
決定等期間	受理した日から30日以内（滞納処分については60日以内）	
行政訴訟	不服申立てに対する決定又は裁決に不服のある場合は、決定又は裁決の通知を受けた日から6月以内に提起可	

（参考）「異議申立て」とは

市町村長又は知事の行った地方税に関する処分に対して、当該市町村長又は知事に対して行う不服申立て

「審査請求」とは

市町村又は道府県の税務事務所長等の行った地方税に関する処分に対して、当該税務事務所長の上級行政庁である市町村長又は知事に対して行う不服申立て

(2) 固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服申立て

申立て先	固定資産評価審査委員会
申立て期間	固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の公示日から納税通知書の交付を受けた日以降60日以内
決定期間	受理した日から30日以内。決定後10日以内に申出者及び市町村長に通知
行政訴訟	不服申立てに対する決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日から6月以内に提起可

- ・ 固定資産の価格に係る不服審査の事務フロー（別紙1）
- ・ 固定資産評価審査委員会の審査手続（別紙2）

2 発生状況

年度		⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
市町 村	一般の不服申立て	0	9 (6)	5 (3)	5 (3)	2 (0)
	固定資産価格の不服申立て	5 5	4 2	3 5	2 5	5 6
府	一般の不服申立て	9 (4)	9 (4)	1 2 (5)	1 0 (6)	1 2 (6)
合 計		6 4 (59)	6 0 (52)	5 2 (43)	4 0 (34)	7 0 (62)

※ () は固定資産税、不動産取得税に係る案件数

※ 件数は発生ベース（京都市を除く。）

3 共同化のポイント

(1) 不服申立てに対する決定又は裁決の課題

公正の確保、専門性の向上、作業の効率化

固定資産価格関連案件処理の市町村と府の連携

(2) 従来との変更点

- ▷ 固定資産評価審査委員会の共同設置（自治法252の7①）
- ▷ 不服審査事務局の一元化（府内一本化）

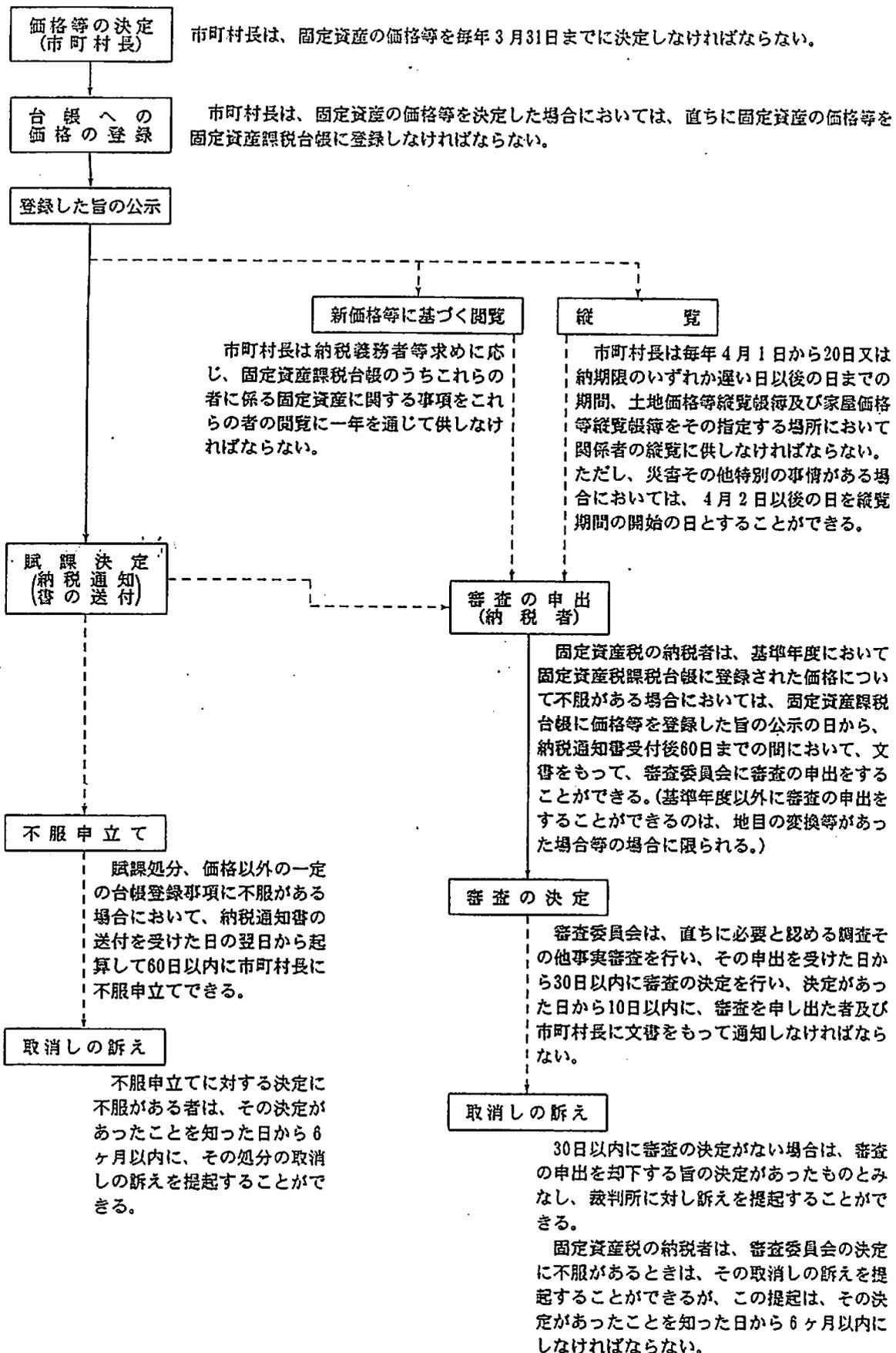
不服審査と共同化のイメージ

滞納整理

課税

	業務内容	不服申立てに係る作業		業務内容	不服申立てに係る作業	
6	府 内 一 本	<ul style="list-style-type: none"> ・督促状、催告書作成・発送 ・電話催告 ・特別機動整理案件処理 	<p>①</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">滞納整理に対する不服申立て (共同組織の長あて)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共同組織の 不服審査事務局で審査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共同組織の長が決定</div>	府 内 一 本	<ul style="list-style-type: none"> ・給報等課税資料一括受付等 ・法人関係税等申告一括受付等 ・外形法人等機動調査 ・大規模等家屋評価 	<p>②</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">賦課決定等に対する不服申立て (市町村長、知事あて)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共同組織の 不服審査事務局が支援</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村長、知事が決定</div>
	広 域 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・納税折衝 ・財産調査 ・滞納処分 ・還付・充当（データ作成） ・徴収猶予、換価猶予（調査） ・延滞金減免、滞納処分停止（調査） ・不納欠損（調査） 	<p style="text-align: center;">共同組織の長が決定</p>	広 域 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・法人関係調査 ・家屋評価業務 ・固定資産税業務 ・固定資産異動情報収集 ・不動産取得税業務 ・ゴルフ場利用税等業務 	<p>③</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">課税台帳価格に対する不服申立て (固定資産評価審査委員会あて)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共同審査委員会で審査 <small>(共同組織の事務局)</small></div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">共同審査委員会が決定</div>
	市 町 村 ・ 府	<ul style="list-style-type: none"> ・課税権に基づく決議 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(注) 督促状、還付・充当、徴収 猶予、換価猶予、滞納処分停 止等については、②と同じ</div>	市 町 村 ・ 府	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税（土地）業務 ・課税権に基づく決議 	

別紙1 固定資産の価格に係る不服審査の事務フロー



別紙2 固定資産評価審査委員会の審査手続

